第一号中「若しくは6」を「、6若しくは7」に改め、同号の表ベリリウム及びその化合物の項の次に次のように加える。

ベンゾトリクロリド	○・○五立方センチメートル

第一号の表エチレンイミンの項中「一ミリグラム又は○・五立方センチメートル」を「○・○五立方センチメートル」に改め、同表硫化水素の項中「五立方センチメートル」を「一立方センチメートル」に改める。

第二号中「、5若しくは7」を「若しくは5」に改める。

○厚生労働省告示第四十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月七日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	三重検査事務所	三重県津市栄町三丁目百十五番地	三重県津市広明町三百四十九番地の一	平成二十三年十一月十四日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	三重検査事務所	三重県津市栄町三丁目百十五番地	三重県津市広明町三百四十九番地の一	平成二十三年十一月十四日

3　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	三重検査事務所	三重県津市栄町三丁目百十五番地	三重県津市広明町三百四十九番地の一	平成二十三年十一月十四日

○厚生労働省告示第四十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の二の規定により、次のように同令第十九条の二十四の二の五の登録検査業者検査員研修機関を登録したので、同令第十九条の二十四の二の十五の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月七日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	行うことができる検査業者検査員研修	登録年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	米倉弘昌	中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第一号の研修	平成二十三年九月三十日
社団法人建設荷役車両安全技術協会	東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号	吉識晴夫	社団法人建設荷役車両安全技術協会	東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第二項第一号の研修	平成二十三年九月三十日
					労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第四項において準用する同条第一項第一号の研修	
					労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第五項において準用する同条第一項第一号の研修	
					労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第六項において準用する同条第一項第一号の研修	
					労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第七項において準用する同条第一項第一号の研修	
					労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第一項第一号の研修	